

Title	社会内処遇の原型：少年処遇の先駆者としてのJ・H・ウィヒエルン
Sub Title	Urform der Behandlung in Freiheit : J.H. Wichern als Bahnbrecher der Behandlung von jugendlichen Abweichenden
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.1 (1977. 1) ,p.145- 161
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	手塚豊教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770115-0145">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770115-0145</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 社会内処遇の原型

——少年処遇の先駆者としてのJ・H・ウィヒェルン——

宮澤浩一

- 一 はじめに
- 二 ウィヒェルンの生涯と業績
- 三 ラウエス・ハウス設立の時代的背景とその発展過程
- 四 むすび

## 一 はじめに

犯罪人の社会内処遇、コミュニティに基礎を置いた処遇という考え方は、近時の刑事政策の主要なテーマとなつて<sup>(1)</sup>いる。この場合に、そのモデルは、英米とか北欧の今日の犯罪者処遇の多くの試みをもつてしている。そして、犯罪者処遇の分野において、わが国と同様に、西ドイツの現状では、どちらかという矯正施設内の処遇に重点のある、比較的遅れた対応策が目立っている。ところが、ドイツの場合には、一九世紀の三〇年代に、すでに、非行少年、放任された少年に対する社会内処遇が実施され、処遇の中心機関として、地域住民の代表者により構成された少年福祉委員会の構想が描かれたことがあ

つた。社会内処遇の方は実現し、かなりの期間、相当な実績をおさめたけれども、少年福祉委員会の構想は、遂に日の目を見ることなく、このアイディアは北欧に受け継がれ、少年法制において、指導的な地位を占めるスウェーデン法制として結実した。此の事実は、昭和四九年秋に来日し、少年法制と犯罪者処遇について講演をした、ミュンスター大学のハンス・ヨアヒム・シュナイダーによつて指摘されたところである。<sup>(2)</sup>

ドイツの刑事政策の歴史において、此の輝かしい先駆者の栄誉を担う者は、法律家でも、刑事政策家でもなく、神学者のヨハン・ヒンリッヒ・ウィヒェルンである。此の人の業績は、今世紀の初頭(一九〇一年〜一九〇八年)に、四冊の全集が公刊されているし、一九六二年には、行刑改革についての論著をまとめた著作集も公刊されているので、ドイツでは、やや良く知られているが、わが国では、極く簡単に扱われているにすぎない。<sup>(3)</sup> もつとも、ドイツでも、行刑改革についての寄与に関心を示めず者は多いが、少年処遇について論及する者は殆んど居ない。

私は、ミューラー・ディーツの論著<sup>(4)</sup>を読んでいるうちに、ウィヒェルンの業績に関心をもち、殊に、最近その全著作集が公刊されていることを知り、これを入手した。このうち、少年処遇や監獄法改正に関するものは、第四巻の第一、第二分冊と第六巻、その他、若干の論文がある。

本稿は、学生時代から、資料に対する厳格な態度、その探究心の旺盛さと考証の確実さ、そしてすぐれた多数の著作により、多くの教示を得た手塚豊教授の御退職に際して、その学恩に感謝するために捧呈するものである。オリジナルな資料を用いて、刑事政策の先達の業績を追及し、その現代的意義を明らかにしようとする小稿のスタイルは、手塚教授から学んだものである。限らない感謝の気持の一端を披瀝する。

(一) 例へば、Hans Heinrich Eidt, Behandlung jugendlicher Straftäter in Freiheit, 1973; Hans Joachim Schneider, Kriminologie. Standpunkte und Probleme, 1974, S. 170 ff., ders., Kriminologie Jugendstrafrecht Strafvollzug, 1976, S. 456 ff.

(2) シュナイダー・宮沢浩一訳、西ドイツの少年犯罪の現況と法改正の状況について、家庭裁判月報二七卷四号、昭和五〇年、三五頁以下、特に、三九頁、同・犯罪者処遇の新しい道、犯罪と非行、二四号、昭和五〇年、一頁以下、特に六頁。

(3) 例えば、牧野英一・日本刑法(上)五七四頁注1、正木亮・行刑上の諸問題、一三頁注5、同・新監獄学、昭和四三年、三〇四頁、小川太郎・自由刑の展開、保護観察を基点とした保安処分、昭和三九年、五六頁、重松一義・刑事政策の理論と実際、昭和四九年、七〇頁(これは、パウエル・ポーリッツ・東邦彦訳、刑罰と犯罪、昭和三年の記事を紹介したものである)。これらの紹介のなかで、ラウエ・ハウスとかラウエル・ハウスとかいわれているが、正確には、「ラウエス・ハウス」である。私も、かつて、ウィヒェルンについて、紹介したなかでラウヘン・ハウスとしたが、正しくない(宮澤浩一・少年法制の歴史の展開、家庭裁判月報一九卷五号、昭和四二年、八頁)。

(4) Heinz Müller-Dietz, Strafvollzugsgesetzgebung und Strafvollzugsreform, 1970, S. 3 (邦訳・矯正資料四〇号、昭和五一年、二頁)。なお、次節の文献参照。

## 二一 ウィヒェルンの生涯と業績

本稿の主題に入る前に、ウィヒェルンの生涯とその主要な業績<sup>(6)</sup>について、簡単にふれておくことにしたい。

一 ヨハン・ヒンリッヒ・ウィヒェルンは、一八〇八年四月二二日に、ハンブルクで生れた。彼は、その幼少時に、ナポレオンのドイツ征覇という国家的危機を体験した。ナポレオンは、イギリスとの通商を妨害するため、港を閉鎖したので、港湾都市ハンブルクの経済は、完全に跛行した。その父親は、彼が一五歳のときに死亡していたので、ウィヒェルンは、七人の弟妹の長兄として母親を助けなければならなかつた。その勉強時代に、家族のために家庭教師をしたり、教護施設での仕事により生計の資をかせいだ。その折に、彼の生涯を決定した多くの問題を知つたのである。一八二八年から三〇年まで、ゲッティンゲン大学に学び、さらに、一八三〇年から三一年まで、ベルリンで勉強を続けた。ベルリンに赴く途中で、ハルレにあるアウグスト・ヘルマン・フランケ (August Hermann Francke) の大きな孤児院を見学した。そして、ベルリンで、彼は、はじめて、行刑の問題にふれた。ドイツの行刑制度改革の問題にたずさわっていた医師ユリウスを知り、当時、その

「行刑学講義」を聴講し、ユリウスの編集した「刑罰施設・改善施設年報」を読んだ。

ハンブルクに戻つて後、一八三二年に神学の国家試験に合格し、ラウテンベルヒ牧師の協力者となつた。牧師は、ハンブルク郊外のザンクト・ゲオルクで、イギリス式の日曜学校を設立していた。この学校では、子供達に初等教育と家教教育を授けていた。当時、その地域には、地区の貧困な家庭を訪問し、最低限必要な援助をする仕事を行なつていた訪問協会(Besuchsverein)が存在した。この協会は、放任された児童のための救護院(Rettungshaus)の創設を決定し、ウイヒェルンはその指導を引き受けた。この施設は、間もなく、「ラウエス・ハウス(Raues Haus)の名で有名となつた。

この全く小さな発端から、模範的な護施設が成立した。一八四〇年頃に、ウイヒェルンは、施設教育員をその施設の中で組織的に訓練する仕事を始めた。この仕事がウイヒェルンの活動の第二段階であつた。さらに、十数年後、一八五〇年代の半ばに、当時のプロイセン国王フリードリッヒ・ウィルヘルム四世により、刑務所改革の仕事を手がけるよう、ベルリンに招聘された。その少し前に、ウイヒェルンは一八四八年に行なつた有名な講演により、新教会会の内地伝道会の創設を促していた。一八五二年から五三年にかけて、プロイセン政府の委嘱をうけ、ラントの刑務所を歴訪し、その根深い欠陥をすばやく発見した。一八五七年に、内務省の刑務所及び救貧制度の審議官となつた。そして、その計画に従い、かつ所轄官庁の直接的な協力により、イギリスのベントンヴィルにならつて、ベルリンのモアビットに独居房施設が出来た。この施設では、「ラウエス・ハウスの兄弟」とよばれた、ウイヒェルンの薫陶をうけた副牧師達が看守職にも、管理職にも用いられた。しかし、行刑改革に理解をもち、殆んど孤軍奮闘していた国王が病に倒れ、死去したことにより、モアビットの仕事は支持者を失い、周囲の無理解で崩壊してしまつた。

その後、ウイヒェルンは、ソシアル・ワークの多くの分野にはなばなく活躍し、一八六四年、六六年、一八七〇・七一年の戦役において、「ラウエス・ハウスの兄弟達」とともに、ドイツで最初の医療班とよぶる男子野戦牧師団を組織した。

この後、一年たつて、多くの仕事にあけくれしている最中の一八八一年四月七日に、ウイヒェルンは死去した。  
二 ウイヒェルンの残した論著は、次の数点を算える。

Johann Hinrich Wichern, Gesammelte Schriften, Bd. I-IV, Hamburg 1901-1904.

Johann Hinrich Wichern, Ausgewählte Schriften, hrsgg. v. Karl Janssen, Bd. I-III, Gütersloch, 1956-1962 (Bd. 3. mit Rudolf Sieverts).

\*Johann Hinrich Wichern, Sämtliche Werke, hrsgg. v. Peter Meinhold, Bd I-VI, Berlin u. Hamburg, 1958-1973.

Friedrich Oldenberg, Johann Hinrich Wichern. Sein Leben und Wirken. Nach seinem schriftlichen Nachlaß und den Mitteilungen der Familie dargestellt. 2 Bde, Hamburg 1884-1887.

Martin Gerhardt, Johann Hinrich Wichern. Ein Lebensbild, 3 Bde, 1927-1931.

刑事政策に関するその寄与を論じた文献のみをこつて、発表年代順にあげると、次の通りである。

\*E. von Rohden, J. H. Wichern und die Preussische Gefängnisreform. ZStrW Bd. 26, 1906, S. 189-218.

\*Max Busch, Johann Hinrich Wichern, ein Pionier der Strafvollzugsreform. ZfStrVo. 10. Jg, 1961, S. 273-283.

Rudolf Sieverts, J. H. Wichern als Gefängnisreformer, in: Ausgewählte Schriften, Bd. III, op. cit., S. 9-24.

\*Herbert Bloche, Ein leidenschaftlicher Verfechter der Einzelhaft. Johann Hinrich Wicherns Gefängnisreform im Spiegel der Geschichte. ZfStrVo. 22. Jg, 1973, S. 233-242.

\*Heinz Müller-Dietz, Johann Hinrich Wichern. Ein Vorkämpfer der Gefängnisreform in Preußen. Kriminalistik, 1974, S. 408-411.

本稿執筆に際して、利用してきた文献は、\*印をつけたものを挙げる。

(45) の経歴は、Max Busch, Johann Hinrich Wichern, ein Pionier der Strafvollzugsreform. ZfStrVo. 10. Jg., 1961, S. 274 ff. によろ。  
(46) ウイヒェルンの業績については、本節の本文にあげた諸訳稿の末尾に掲げられている。

私は被見しえなかつたが、シーファーツの解説に、詳しく紹介されているのではなからうか。

三 ラウエス・ハウス設立の時代的背景とその発展過程

一 一八三〇年というと、ドイツはまだ小国が分立している時代であつた。偉大な刑法学者アンセルム・V・フォイエルバハが死去したのは、一八三三年のことである。刑法学の歴史の上では、ヘンケ、ヤルケ、ルーデン、ロスヒルト、マルティン、ウエヒター、パウアー、ヘフター、クレンツェ、アベック、マレツォルらの体系書が、この時期に公刊された。<sup>(7)</sup> 当時の刑法学は、決して、進歩的な犯罪人処遇に理論的支柱を与えるようなものではなかつた。ウィヒェルンの意見、殊に、独居房の刑事政策的効果を強調し、当時、ドイツの各地で採用していたオーバーン方式の刑務所から、ペントンビルの施設に範をとつた刑務所の建築の採用へと方向づけがなされるについては、ニコラウス・ハイブリッヒ・ユーリウスとJ・H・ウィヒェルンの建築を受け容れ、政策決定を行なつたプロイセン王フリードリッヒ・ウィルヘルム四世の支持が強力であつたといふ事実を忘れることはできない。<sup>(8)</sup>

二 それにしても、少年犯罪者に対する社会内処遇を、一八三〇年代に手がけたという出来事は、どういふ社会的背景で行なわれたのであろうか。勿論、この難かしい問題を根本的に究明するためには、当時の社会政策を全体的に把握しなければならぬし、若きウィヒェルンに多大の影響を及ぼしたと思われるワイマール大公国のファルクの人と業績についても、資料的に跡づける必要がある。<sup>(9)</sup> しかし現在の私には、残念ながら、まだ、その準備は出来ていない。

ウィヒェルンの残した著作の中で、同時代の類似の社会政策に関する叙述を手がかりにして、この問題のごく一部分に切り込むくらいしか方法はない。

三 少年犯罪者の問題は、一九世紀の末に、フランツ・フォン・リストとその著作の強大な影響力の下で、識者の注目をひくようになつたといわれており、その弟子、殊に、ベルトホルト・フロイデンタールの努力で、少年犯罪者の事件を専門に

担当する少年裁判所が創設されたり、そこで言い渡された刑罰を執行するための「少年刑務所」の建設がなされたのは、今世紀に入つてからのことであつた。<sup>(10)</sup>

ところが、ウィヒェルンの仕事は、それに先立つ七〇年以前に実現されていたのである。とすると、一体、この事業が社会的に承認され、推進されるについては、当時、やはり、何らかの現実的契機があつたとみなければならぬ。だとすると、一体、それは何だつたのであろうか。

四 一九世紀のはじめには、ドイツにおいては、産業革命の影響により、少年労働者の産業予備軍化、従つて、犯罪予備軍化の問題は、いまだ、それほど大きな社会問題とはなつていなかったと思われる。だとすると、何故、ウィヒェルンは、少年に対するこの種の社会内処遇のための施設を設立しなければならなかつたのであろうか。その当時の少年犯罪の状況はどうであつたのか。彼らの活動は、何故に必要であつたのか。ラウエス・ハウスを創立する現実的契機は何であつたか。

ウィヒェルンの残した多くの論述の中で、彼が国家試験に合格した一八三二年に発表された、「ハンブルクの救貧施設」という論文がある。その中で、ハンブルク市での貧困の主たる要因は、市民の道德的墮落の増大であるとし、これを除去することによつてのみ、貧困の拡大を防ぎうるとしている。神学生らしく、ここでは、不信仰、キリスト教の軽視など、もつぱら、精神面のまずしさを強調して居るが、その社会的な背景は論じられていない。ただ、港町の頹廢、殊に、富くじなど、人の心を荒廢させるものに近づき易い状況を指摘している。さらに、学校の教師が不足し、しかも良く教育された教師が不足していることの生徒に及ぼす影響を指摘し、これらの欠陥の除去がなければ、救貧施設の抜本的な改善は望めない、としている。このような条件がととのつたとき、救貧院で被收容者に働くことを学ばせ、自分の生活を自分で維持させるという原則が用いられるのだ、としている。



ウィヒェルンが相談協会に属していたとき、どのような活動をしていたかを示すものとして、訪問した家族の状況や具体的な救護活動の状況のメモが<sup>(12)</sup>残されている。ここでは、事件を扱った日時、そのきつかけ、事件の当事者の氏名、住居などの状況、住所とその家賃、救貧施設関係の事項、児童に関する事項、特記事項の七項目に分けて表示されている。

そして、ハンブルクの民衆の生活については、相談協会において働いていた当時のメモが<sup>(13)</sup>残されており、そこには、二六家族の悲惨な状況が記録されている。

その中で、五〇マルクの窃盗の故に、一四日、「鞭の家」という短期自由刑を執行する施設に<sup>(14)</sup>収容された少年の記事がある。この施設は、一八三〇年に設立された拘禁施設 (Detentionshaus) であり、未決勾留所及び短期自由刑の刑務所として用いられていた。民衆は、「鞭の家」とよんだが、それは、少年が体刑で処罰されたからである。<sup>(15)</sup>

このように、貧困家庭出身の放任され、犯罪を犯した少年に対して刑罰を執行する施設においては、少年の特性にみあった処遇など、殆んど省みられていなかったという当時の状況の中に、この種の刑罰施設が教会関係の社会奉仕事業により肩代りされた現実的契機があつたといえよう。

五 一八三三年には、ハンブルクに放任少年のための救児院が設立されることとなつた。ウィヒェルンは、それに先立つて、同年、ハンブルク市にこの施設を創設する意義を論じた。<sup>(16)</sup>この論文では、ドイツにおける類似の救児院について紹介している。一つは、ベルリンのコップにある施設であり、他は——すでに指摘した——ワイマールのファルクの主宰する施設であるが、これらを詳しく紹介した。この論文の中で、その当時、ドイツでどの程度、救児院が実用化しているかをも併せて紹介している。<sup>(17)</sup>

プロイセンでは、すでに一六年前に、放任少年のための救児院を創立し、すでに三〇ヶ所以上の施設を建設していたし、ヴュルッテンベルク王国も、小さな国であるが一六の施設を有していた。なお、そこに若干の統計データがあげられてい

るが、それによるとプロイセンでは、一八二八年に七〇〇人、二九年に五九一人、三〇年には五一六人の少年犯罪者が政府により施設に収容されたという。

六 ラウエス・ハウスという名の救児院を創立しようという考えは、一八三二年一〇月八日に、相談協会の一会員である一教員の家に、会合が開かれた折に提案された。これは、一八五六年に公刊されたラウエス・ハウスの記念パンフレットに書かれて<sup>(18)</sup>いる。救護院 (Retungshaus) という名称をもつキリスト教・教育施設の歴史は、どの時期に始まるのか。この点について、ウィヒェルンは、一八二三年に、ヴェルッテンベルクのコルンタールの最初で、次いでバーデンのボーゲンにある城の中に設立され、これに続いて、ライン河畔のデュッセルタールに造られた、と書いて<sup>(19)</sup>いる。この記述は、しかし、全集の編者によると正確でない<sup>(20)</sup>という。ヴェルッテンベルクのパウリーネ女王が、一八二一年に、シュトゥットガルトの近くのキルヒハイムに、「パウリーネ養護施設 (Paulinepflege)」を建て、次いで、一八二二年に、コルンタールのコロニーに救児院が造られた。これは、一八一九年にゴットホルト・ウイルヘルム・ホフマンにより創立されたコロニーの中に創られたのである。ボーゲンの施設は、すでに一八二〇年に開所されていたという。

ところで、「ラウエス・ハウス」という名称は、どこからきているか。重松一義氏の引用しているポーリッツの説明では、ウィヒェルンが感化院を創めた時は、自分の小さい家に少年達をひきとつたことから、茅屋を意味すると<sup>(21)</sup>ある。ウィヒェルンは、前述の記念パンフレットの中で、二つの意味づけをしている。その一つは、当時、この家が所在する丘には、この建物が一つしかなかったという、極めて荒涼とした状態からきており、他は、この家を最初に建てた人の名がルーゲといい、ルーゲの家 (Ruges Haus) といわれ、そのルーゲという呼称が、後に、高地ドイツ語で Raues Haus と呼ばれるようになったからである、とする<sup>(22)</sup>。全集の第四卷第二分冊に、数葉のエッチングが挿入されているが、日本語の「茅屋」というイメージとは合わないように思う。

七 その後、篤志家から寄附が寄せられ、いよいよ、開所というはこびになった。<sup>(23)</sup>

ウィヒェルンは、その院長に任命され、一八三三年九月一二日の開所式で挨拶を行なった。<sup>(24)</sup>

この文献には、この施設の運営や当時の少年犯罪の状況（諸外国の事例の説明を含む）について、興味のある叙述がある。それによると、創立に必要な資金があり、同時に拡張のできる適当な場所を施設のために長期にわたって低廉な賃貸料で獲得することができ、この物的条件とともに、その目的にふさわしく、資金を使用する責任を負う者として、少くとも一人からなる管理委員会と、その中から、施設長を含み八人の委員から成る常任委員会が設置され、それが毎月会合し、管理委員会に半期ごとに会計報告を提出することになっている。児童の収容については、所長の提案に基づき、委員会が決定する。

管理委員会は、施設の状態、収支、成果について年報により一般に対して報告することになっていた。そして、此の年次報告は、ウィヒェルンの手で書かれ、本全集に、一八三五年と三六年の第一、第二報告<sup>(25)</sup>が登載されている。われわれは、それらの中で、この施設の初期の活動と苦勞を知ることができる。

ウィヒェルンの開所式の祝辞の中で、当時の犯罪及び少年非行の状況が紹介されている。それによると、プロイセン<sup>(27)</sup>だけでも、数年前に一〇万人の犯罪者を数え、児童もその中に入っている。一〇年前に、ロンドンで八〇〇人の犯罪児童、一八二八年には、ニューゲートの牧師は、ロンドンだけで窃盗により生活している八歳から一二歳の少年の数を一万五千人と計算していた。なお、その年の成人犯罪者と少年犯罪者の比率は、北アメリカで七対一、プロイセンで三四対一、オランダで三五対一、シュレスウィヒ・ホルシュタインでは一六対一という数字があげられている。当時、多くの国々では、刑事施設内に少年を収容する特別区画が建設されていたが、ドイツでも、すでに犯罪を犯した少年を「愛のきびしい規律」により正道に立ち戻らせ、一方、乞食、不良少年団、犯罪者となるおそれのある少年に予防的扶助を行なう任務をもつ友愛・キリス

ト愛協会 (Menschenfreundliche und christliche Liebe Vereine) が創立された。

ハンブルクでは、一八二八年に、少年犯罪者・放任児童に対する作業・救貧院内に、学校施設の処罰クラスが創立され、一八三三年には、そこに二〇人の少年と一五人の少女とが收容されていたという。<sup>(28)</sup> ウィヒェルンによると、開所時に一九人の児童を收容したこの施設には、これまで二百数人の少年が收容され、警察に送られ、本来、この施設に收容されるべき少年が場所の不足により、やむなく拘禁場に送られ、現時点で、五〇人の者がここに收容されていたという。ラウエス・ハウスが新設される意義はまさにここにあつた。<sup>(29)</sup>

一八五六年に公刊された或る文書の中で、ウィヒェルンは、三一人の被收容少年をもつてはじまつたラウエス・ハウスが、一八五五年秋には、三一五人の少年と九七人の少女を收容する大きな施設に成長したと感慨深げに書いている。<sup>(30)</sup>

一八五六年に公刊されたラウエス・ハウスの歴史を語つたウィヒェルンの祝賀パンフレットには、一八三三年の設立の時から一八四五年までの一二年間の発展のあとが述べられ、そのパンフレットの後半には、一八四六年から五五年までの一〇年間のその後の継承発展の様子が描かれている。一八三三年一月一日に開所し、最初の児童を收容した旧ラウエス・ハウス、<sup>(33)</sup> スイスの山小屋風の建築様式で翌一八三四年に建てられたシュワイツァーハウス、<sup>(34)</sup> 事務所や経理関係の用途のために一八三五年に建てられたグリユーネ・タンネとよばれる建物、<sup>(35)</sup> 裁縫・製本・印刷・製パンなど、各種の作業を行なうために特に新しく建設されたツーム・ゴールデン・ボーデンという建物<sup>(36)</sup> (一八三六年)、一八三九年に建設された祈祷室、<sup>(37)</sup> 一八四一年に建てられたビーネンコルプという建物、<sup>(38)</sup> 一八四三年に少女のための特別な建物として造られた二棟から成るシュワルベンネスター、<sup>(39)</sup> 一八四五年に完成したフィッシャーヒュッテという少年のための建物、<sup>(40)</sup> 一八四七年のヒルテンヒュッテ、<sup>(41)</sup> 一八五〇年に所長の住宅としてムッターハウス、<sup>(42)</sup> 一八五四年には、少年のためのシェンブルクが建てられた。<sup>(43)</sup> 一八五五年のラウエス・ハウスの全景がエッチングとして残され、その驚くべき発展の様子を知ることができる。<sup>(44)</sup> しかも、土地や建築

資材の購入、少年を指導し、世話する人々の給料のすべては、寄附によつていたのであり、さらに多くの収入が、少年・少女の製品のバザーから得られ、建物の建築も少年達の協力によつて出来上つたのである。<sup>(45)</sup>崩壊した家庭に生まれ、放任され、幼ない時から、自分の力でパンを獲得せねばならず、犯罪、殊に窃盜の常習者への生涯を送る運命にあつた者達を收容し、立派に更生させ、成長の後、独立して生活しうるようになるまで保護の手をさしのべるというこのラウエス・ハウスの存在の意義は、右の發展の事実から証明されるものであるが、断えず多数の少年を收容する必要があつたほどに多くの社会的な要請が他方ではあつたという実情をかい間見る思いがする。公的な福祉制度が未整備の段階における篤志家、殊に、宗教関係者の努力がいかに大きな存在であつたかをここでも確認しうる。

九 善意の協力者、ラウエス・ハウスの運営に協力しつづけようとする人々に対して、ウィヒェルンが行なつていた報告、さらには、ラウエス・ハウスでの少年たちの更生を伝え、協力者の数を増やそうとして断えず試みていた広報活動はなみ大いなことではなかつた。それを現に行なえたのは、ラウエス・ハウスの自給自足体制であつたのである。その実態について、紹介してみよう。ラウエス・ハウスが創立された当初、ウィヒェルンらは、被收容少年にどのような指導をしたのであろうか。その効果のほどはどうであつたのか。貧困なるが故に、学校にも通わず、又、私生児とか崩壊家庭の故に、粗野に育つたこれらの少年を、教育によつて良い子供に育てあげたとしても、これらの少年達が成人になれば、独立して生計を営むため、社会に戻つてゆかねばならない。ラウエス・ハウスでは、社会復帰の準備、殊に、社会生活にたえる生活指導がなされた筈である。これらの状況は、一体、どうであつたのか。

少年の日課の主なもの、祈りであり、精神の浄化であつたが、ラウエス・ハウスの設立された翌年、一八三四年には、印刷機械を購入し、年長の少年に印刷技術を教えるために熟練の編集兼出版技術者の協力が得られ、所報の発行がなされたのである。<sup>(46)</sup>そして、この印刷作業チームから社会に戻るに當つて腕に技術をつけさせる訓練生の養成のほか、ハンブルク

市内での印刷所の仕事を妨げない程度に、次第に、外部からの発注をも引き受けるようになってゆき、一八四四年には、出版所の設立となり、<sup>(47)</sup>そこでの仕事は、ラウエス・ハウスの収入源になつてゆく。その他、小学校程度の教育が行なわれるとともに、職業訓練として、裁縫、糸つむぎ、木工、製パン、左官、農芸などの仕事と与えられるようになった。

一 ラウエス・ハウスの規模は次第に大きくなつていつた。そして、社会的な名声が上つていつた。この種の慈善団体の経営する施設に收容することで、被收容少年に改善効果があり、刑務所のごとき公的施設内での処遇と比べて効率的であることが国家・社会から認められるようになるれば、次第に各地で類似の施設が建築されるようになる。そして、建物は出来たとしても、少年処遇の経験あるスタッフが確保されなければ、すべては画餅に帰する。それ故に、当時、この種の「社会内処遇」に従事し、少年の教育・指導に当る人的な面での充実が焦眉の急であつたことと思われる。このような状況の下では、公的機関の要請により、成果をあげていた施設を利用して、他の新設施設で働く要員の指導・訓練にあたつたことも考えられる。ラウエス・ハウスの名声があがるにつれて、「指導スタッフ」の養成が試みられたのは、自然の成り行きと思われる。これらのスタッフ養成機関として、ラウエス・ハウス内に、一八四三年にプロテスタントの内地伝道者のゼミナールとして、施設補助員の養成所を設け、今日でいう児童福祉司の研修に相当する仕事をも担当することになつた。<sup>(48)</sup>本稿では、その詳細につき紹介することはしないが、ウィヒェルンは報告書のなかで、ラウエス・ハウスにおいて、従来、そこで働く補助者にとのような研修科目を課し、このための経費がどのくらいであつたか、そしてその経費の補助をドイツ各地のどのような篤志家が分担していたかを詳しく述べている。この研修機関は、一八三九年に創られた「同胞施設 (Brüderanstalt)」を<sup>(49)</sup>発展的に吸収したものである。そして、この種の施設における協力者を正規に教育し、指導する必要性は、開所した年から認識されていたのであつた。開所時には、協力を申し出る者すべてを無選択的に受け入れていたのであるが、小グループに分けて、收容児童の内面的生活を指導し、その健康を管理し、退所した子供の面倒を見、新しく收容された者を監督し、農

耕作業、その他の作業を指導、監督するには、それぞれの仕事について組織的な教育が実施され、協力者自身の知識・教養程度を高めなければならなかつたからである。

「同胞施設」から「補助員養成所」へと職員の研修機構が整備され、単にラウエス・ハウス内に就職する者にとどまらず、同種の救護施設で働く者に対しても研修を行ない、それらの人々が各地で少年救護に従事するにつれて、ラウエス・ハウスの研修所で訓練されている者を採用したいとする申出が増えていつた。北米合衆国にプロテスタントの植民地伝道者を派遣していたブレームンのドイツ・プロテスタント連盟をはじめ、後には、刑務所で働く看護夫や看守として採用したいとの申出が寄せられるようになった。

以上のように、ラウエス・ハウスは、一九世紀の中葉から七〇年にかけて、放任され、犯罪的性向を深める危険のある少年を救うための社会内処遇施設として、名実ともに充実し、その地歩を堅めていつたのであり、その名が今日まで語りつがれてゆく存在となりえたのである。

(7) Eberhard Schmidt, *Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtsplege*, 3. Aufl., 1965, S. 283.

(8) *Ibid.*, S. 380 f. なお、シュナイダー(前出注2)「犯罪と非行六頁によると、ウィルヘルム四世は、精神的に弱い人であり、非常に影響をうけやすく、アメリカの施設に対する考え方をフロイセンに実現するについては、フランツィス・リーバーとニコラウス・ハインリッヒ・ユーリウスの二人の働きかけが大きかつたという。なお、この二人については、Müller-Dietz, *Strafvollzugskunde als Lehrfach und wissenschaftliche Disziplin*, 1969, S. 6.

(9) ヲG城ヲシキヲ Wichern, *Retlungsanstalt für verwahrloste Kinder* (1833), Johannes Falk und seine Erziehungsanstalt in Weimar, Bd. 4 I, S. 54 ff. なお、ノマルクにシフツバハ、*殊ニ* Bd. 4 II, S. 358 f. 参照。

(10) ヲ・リストとフロイデンタールの少年犯罪処遇に関する意義については、宮沢浩一・ドイツ少年法制の展開過程・フロイデンタールの寄与を中心として、*家裁月報*二四卷七号、昭和四七年、一一頁。

(11) Wichern, *Die Armenanstalt in Hamburg*, Bd. 4 I, S. 17 f.

(12) Wichern, *Notizen über gemachte Besuche, besonders in Beziehung auf die Sonntagsschule*, Bd. 4 I, S. 19 ff.

- (23) Wichern, Hamburgs wahres und geheimes Volksleben, Bd. 4 I, S. 32 ff.
- (24) Ibid., S. 45.
- (25) Bd. 4 II, S. 355.
- (26) 邦の社会経緯。
- (27) Wichern, Rettungsanstalt für verwaarloste Kinder, Bd. 4 I, S. 47.
- (28) Wichern, Festbüchlein des Rauhen Hauses zu Horn, Bd. 4 II, S. 25.
- (29) Ibid.
- (30) Bd. 4 II, S. 413.
- (31) 博覧会紀 (徳田邦の) 一〇〇頁
- (32) Ibid. Bd. 4 II, S. 23.
- (33) Ibid., S. 27 f. 邦の社会経緯 一〇〇頁
- (34) Wichern, Die öffentliche Begründung des Rauhen Hauses. Die Propositionen in Betreff der Rettungsanstalt für stüchlich verwaarloste Kinder und Wicherns Ansprache auf der Gründungsversammlung des Rauhen Hauses vom 12. September 1833 in Hamburg, Bd. 4 I, S. 96 ff.
- (35) Die innern Angelegenheiten der Rettungsanstalt. Erster Jahresbericht Wicherns über die Arbeit des Rauhen Hauses bis zum Ende des Jahres 1834. Bd. 4 I, S. 130 ff.
- (36) Bericht über die innere Geschichte des Rauhen Hauses in Jahr 1835. Zweiter Jahresbericht Wicherns über die Arbeit des Rauhen Hauses bis zum Ende des Jahres 1834, Bd. 4 I, S. 150 ff.
- (37) Wichern, Die öffentliche Begründung des Rauhen Hauses, op. cit., S. 98.
- (38) Bd. 4 II, S. 367.
- (39) Wichern, op. cit., (邦の), S. 99.
- (40) Wichern, Zum Gedächtnistage der grünen Tanne, den 31. Mai 1835, Bd. 4 II, S. 39 ff., bes. 44.
- (41) Festbüchlein des Rauhen Hauses (1836), Bd. 4 II, S. 17-206. 邦の社会経緯 一〇〇頁
- (42) Die zehn Jahre von 1846 bis 1855, ebenda, S. 118 ff.
- (43) Der Anfang im alten Rauhen Hause, ebenda, S. 23-31.
- (44) Zum Gedächtnistage des Schweizerhauses, S. 32-38.
- (45) Zum Gedächtnistage der grünen Tanne, S. 39-45.



- (36) Zum goldenen Boden, S. 46-54.
- (37) Zum Gedächtnistage des Betsaals, S. 59-67.
- (38) Zum Gedächtnistage des Bienenkorbes, S. 77-88.
- (39) Zum Gedächtnistage der Schwalbennester, S. 96-108.
- (40) Zum Gedächtnistage der Fischerhütte, S. 109-117.
- (41) これぞ我が前出二一九頁。
- (42) これぞ我が前出二二〇頁。
- (43) Zum Gedächtnistage der Schönburg, S. 154-162. シェーンブルクのヘッチングは、一六〇頁にある。
- (44) 同書一六一頁である。
- (45) 前出(注38)二五頁以下。
- (46) Die Begründung einer Druckerei im Rauben Hause, Bd. 4 I, 1958, S. 128 f.
- (47) Die Begründung einer Verlagsbuchhandlung im Rauben Hause, ebenda, S. 286 ff.
- (48) Nachricht über das Gehilfen-Institut, als Seminar für die innere Mission unter deutschen Protestanten, im Rauben Hause zu Horn bei Hamburg, ebenda, S. 202 ff.
- (49) Die Begründung der Bruderanstalt im Rauben Hause. Ein Rückblick, ebenda, S. 197 ff.
- (50) 注48の二〇三頁以下、特に二〇九頁。

#### 四 む す び

一九世紀前半のドイツにおける少年処遇の一端を紹介したわけであるが、その叙述において指摘した通り、ウィヒェルンらの試みは、放任、非行少年の社会内処遇の発展史において、必ずしもその草分け的な存在であるわけではない、すでにその当時、ドイツの各地において同種の施設が実績をあげていたのであった。しかし、その活動の具体的状況を知りうるままとまつた形での資料は、ウィヒェルンの手になるものと残されておらず、少なくとも、私の手には入っていない。そこで、社会内処遇の原型の一つの実例として、さし当つて、ラウエス・ハウスでの少年処遇の状況についてまとめてみた次第

である。これを手がかりにして、今後、折をみて、一九世紀初頭のドイツにおける少年処遇、地域社会に基礎を置いた社会復帰のための教育の全体的な実態を調べ、まとめてみたいと考えている。

ところで、ウィヘルンらの創設したラウエス・ハウスが、その後、どのような運命をたどったかについても、残念ながら、これまでのところは、資料的にそれを跡づけることができない。一八七〇年に北ドイツ連邦を母胎としてドイツ帝国が生まれ、統一国家として法制度が統合された機会に、青少年保護法制として発展的に解消していったのか、依然として、宗教学法的な私的自治の認められた保護団体として、社会福祉施設に変容し、公的な矯正関係施設とは厳格に区別された民間組織になつていったのか。現在のところは、不明である。

放任・犯罪少年に対する社会内処遇といつても、その実態は、今日でいう教護院や養護施設に似たものであつたらう。そして、若しかすると、明治中期に、大阪の池上雪枝、千葉の仏教団体が私的なイニシアティブで感化院を創設した際に、モデルとなつたのが、或いは此の種の宗教団体の経営する少年救護のための施設であつたかも知れない。だが、此の点も、今後の考証にまたねばならない。

ともあれ、従来、この種の少年施設の実態について、歴史的な考証が比較的なおざりにされていたと思われるし、殊に、少年法制の歴史的沿革について、ドイツにおけるその発展の歴史をふりかえる試みはあまりなされなかつたように思うので、本稿にも、何程かの存在理由はあると思われる。